

● 京都府議会 2007 年 6 月定例会で日本共産党の府議が行なった一般質問の概要をご紹介します。

目次

西脇 郁子	一般質問	1
迫 祐仁	一般質問	7
光永 敦彦	一般質問	12

京都府議会 2007 年 6 月定例会 一般質問

西脇 郁子（日本共産党 京都市下京区）2007 年 6 月 25 日

コムスン問題

介護保険制度への公的責任が厳しく問われている

【西脇】日本共産党の西脇いくこです。先に通告しました数点について知事並びに理事者に質問致します。

まず、介護保険制度について伺います。訪問介護事業社・最大手のコムスンの不正が大問題になっています。厚生労働省の同社への処分によって全国で7万人、本府においても6事業所13サービスの計650人の利用者が今後どうなるのかと不安にさらされています。国と京都府が利用者の立場に立ったサービスの継続と介護職員の雇用確保のため全力を挙げていただくことは当然です。同時に今回の事態は、「介護サービスを市場にゆだねれば競争原理が働き、サービスの質が向上する」と営利企業の参入を認め、公的保障を後退させてきた介護保険制度の問題点が露呈したものです。老後を安心して過ごすための長期で安定したサービスが求められる介護保険制度に対する公的責任が厳しく問われていることを指摘しまして質問に入ります。

2000年に「家庭内の介護から介護の社会化へ」とうたい介護保険制度が発足し、7年が経過しました。しかし「介護の社会化」どころか依然として特養ホームや老健施設、ショートステイなど施設はどこも満員です。介護保険料は上がり続けるのに必要なサービスは削られるばかりとなっています。そのもとで介護難民は増え続け、介護殺人、高齢者虐待など介護に関わる悲惨な事件も増え続けています。

下京区では、昨年1月、59歳の長男が父親を殺すという大変痛ましい事件がおこりました。脳梗塞の91歳の父親を介護していた母親はリューマチが悪化して入院。年末年始はショートステイもいっぱい順番待ち。施設入所を希望しても空きはなく、長男は仕事をしながら家事一切と父親の介護に明けくれ、やっと自分の時間ができて疲れて寝てしまう毎日の繰り返しで、介護疲れの生活の最悪の結末でした。直後の2月には伏見区で、2週間後には東山区と京都府内だけで昨年1年間で「介護疲れなど介護に関わる家庭内の殺人事件」は5件も発生し、今年既に1件発生しています。府内での65歳以上の方で検死がされた孤独死も昨年は390件となっています。私は、高齢者のみなさんや、介護されてこられたご家族のみなさんの想像を絶するご苦労と無念さを思うと言葉がありません。こうした事態を決して繰り返さないために私ども議員団は、介護保険制度の改善を繰り返し求めてまいりました。

しかし、深刻な高齢者介護に拍車をかける事態が起こっています。昨年4月、自民党・公明党・民主党の

賛成で介護保険法が改悪され、介護予防という名目で要介護1以下のお年寄から介護ベッドなどの福祉用具が取りあげられる事態となりました。その結果、たとえば長岡京市の要支援2の一人暮らしの方の場合、膝が悪く平衡感覚もないため、電動ベッドによって起き上がり、柵につかまってようやく立ち上がることができていましたが、昨年の制度改悪によって介護ベッドが取り上げられ、今は本当に不自由な生活が続いています、また、南区の介護用具のレンタル会社には利用者から戻ってきたベッドが山積みされていました。

介護ベッドを取り上げられた人の状況を把握せよ

【西脇】そこでお伺いしますが、介護保険制度が改悪される前の昨年3月には要介護1以下の方の介護ベッドの貸与者は6763人で、改悪されて以降の同年10月には、165人と四十分の一に激減しています。このように介護ベッドを取り上げられた人たちがその後どうなっているのか状況を把握する必要があると考えますが、どうお考えでしょうか。お答えください。

本年4月より厚生労働省は、全国からの「ベッドを取り上げないで」というお年寄りやご家族からの大きな批判の声を受けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の扱いについての一部見直しを行いました。しかしなお、その内容は、「間接リウマチやパーキンソン病など時間帯によって頻繁にベッドが必要な人、がん末期の急速な状態悪化が確実に見込まれる人、喘息発作等による呼吸器不全等のいずれかに該当しなければだめという依然厳しい基準となっています。症状に応じて対応するのは当然ですが、介護が必要となっている高齢者や障害をお持ちの方は、病気の特徴やその日の体調により、身体の様子は大きく変わります。ご家族の仕事の状況や老々介護などでとても対応できない世帯も多くあります。東京消防庁の統計では、家庭内で発生した不慮の救急事故の約45%が転倒で、発生場所は居室が7割となっています。布団につまづいて転倒される人も多いということです。こういったお年寄りからの電動ベッドや車いすの取り上げは、介護予防どころか新たな寝たきりのお年寄りをつくってしまいかねません。

また、わずかな年金から8万円もの中古電動ベッドを購入したり、生活保護世帯の方でも月に数千円もの自費レンタルに切り替えざるを得ないなど低所得世帯の暮らしを直撃しています。

京都市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんにお聞きしますと実際には、介護ベッドが必要だからと例外給付の申請を行ってもなかなか許可されにくいという実態が報告されていました。

たとえば、4月に例外給付申請をされた要介護1の92歳の方の例ですが、この方は、大腿骨骨折後、ひざも悪くなり、座る生活は医師から止められておられますが、認知症のために自分の体の状態が認識できないために介護ベッドが必要であったにもかかわらず、「あくまで疾病が原因」かどうかを厳しくチェックされたため、なかなか受理されてもらえなかったということでした。

先日の21日に開かれた南区での、介護保険のサービス事業者会議で、本年4月の制度改定後、6月までの2ヶ月間の福祉用具の例外給付申請は南区全体でわずか9件にとどまっているということも本年4月からの制度見直しがお年寄りの生活実態と乖離した厳しい内容だということをお話しているのではないのでしょうか。

介護用具は従来どおりケアマネの判断で貸与すべき

京都独自に貸与への支援実施を

【西脇】そこでお伺いしますが、介護用具につきましては、従来通りお年寄りの生活状態など総合的なケアマネージャーの判断によって貸与できるよう国に求めるべきと考えますがいかがですか。

さて、介護ベッドの取り上げで、深刻な事態が起こっているもとの、独自の努力をしておられる自治体があります。南丹市では、昨年12月より現在まで、要介護1以下の生活保護世帯もしくは市民税非課税

世帯の軽度者に対して、「福祉用具レンタル助成事業」を実施しています。この独自制度によって、昨年の制度改定でベッドを取り上げられた方の多くが救済されました。さらに助成事業の要件に該当しない課税世帯であっても、その方の自立した生活を維持するために介護ベッドが必要な方には南丹市の社会福祉協議会が無料レンタルしているとお聞きしています。大津市でも本年1月より「自立支援ベッド利用補助事業」を実施されているとお聞きしています。

京都府としても市町村と協力し、国の貸与基準外の方でも福祉用具が必要なお年寄りに対して貸与への支援措置を独自に実施すべきではありませんか。お答え下さい。

【保健福祉部長】 昨年4月の制度改正に伴う軽度者への福祉用具貸与については、例えば福祉寝台になければ起き上がりや寝返りができないなど、福祉用具がなければ日常生活に支障をきたす方は、引き続き利用できる仕組みとなっている。一方、この仕組みには該当しないが、特殊寝台等の福祉用具が必要な方がおられるかどうかについて、本府独自に、市町村を通じて実態調査を実施した。その結果、利用対象外となった方の中には、福祉用具の利用により改善効果等があると考えられる事例もあったことから、これらの方も福祉用具貸与の対象とするよう国に対して制度改正を強く提言した。国は、こうした動きを受けて、制度の枠組みそのものは維持しつつも、その運用にあたって、主治医意見書などで、福祉用具が必要な状態であると確認できれば利用できるようこの4月から改正された。これにより、福祉用具利用が必要な方は貸与できるようになったものと考えており、また、市町村や事業者等からも従前のような制度を利用できないといった声はきかれなくなった。なお、車椅子については、従来からケアマネージャー等の判断で、利用可能となっている。

その他、福祉用具貸与に対する独自措置を講じるべきとのことだが、今回の制度改正により、福祉用具の必要な方に対しては、対応できるしくみとなったので、この内容について、市町村等にいつその周知徹底をはかり、適切な制度運営となるよう引き続き勤めていきたい。

【西脇】 軽度者の福祉用具について、私が先ほど伺ったことについて、なんらお答えになっていない。私のいった実態をお聞きになっておられないのではないかという思いがしました。現場のお年寄りの症状や生活実態そのものを一番よく知っている現場のケアマネージャーさんの皆さんが、「お年寄りの皆さんがいくら認定上軽度になっても、なんとかベッドや車椅子を今までどおり使わせてあげたい。そうしなければ、その方の状態が、かえって悪くなる。」というそんな思いで介護区分を変更されたり、必死の現場の努力で、がんばってこられました。サンプル調査ではなかったかと思いますが、そういう状況を本当に1件1件、つかんでおられるのかという思いがあります。いろいろ現場でお聞きすると、症状や病態だけがあくまでも中心で、利用者の方の生活全体の実態をつかんでいないのではないかと思います。

改めてこの間、ベッド・福祉用具を取り上げられた方の実態について、ケアマネージャーさんの現場に行き行って聞いていただきたいと思います。これは、要望させていただきます。

介護用具については、軽度者への制度が皆さんの全国の運動の中で、一定緩和されたことは、評価しますが、先ほど申し上げたように、あくまでも利用者の病態・症状が中心になるということで、本来、介護保険法にも書いてあります被保険者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、被保険者の選択にもとづき適切な保険、医療サービスや福祉サービスが、多様な事業者または、施設から総合的かつ効果的・効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないとあるように、介護保険法の趣旨からもやはり不十分だと私は考えます。改めてさらなるこの介護制度の改善を国に求めていただくべきだと考えます。こちらのほうも要望させていただきます。

療養病床の削減と転換の問題について

【西脇】次に療養病床の削減と転換の問題について伺います。政府は「社会的入院をなくすため」という名目でこれから2012年度中に全国の介護型・医療型療養病床の6割を削減させ、在宅に返すことを柱に、新型老健施設や有料老人ホームなどの施設で受け止めさせようとしています。そして本府は、今年の秋までに、「地域ケア体制整備構想」として、療養病床の削減と転換計画を計画し政府に提出しなければなりません。

本府の昨年18年10月実施の療養病床アンケート調査結果によれば、京都府における介護・医療療養病床には、介護の必要な認知症や寝たきり患者が多く、ケアは相当程度必要だが医療の必要性は低い「医療区分1」の患者さんが半数近く入院しておられるということでした。その患者さんたちが「今後も望ましい」とされる施設は介護型・医療型、合わせて7割以上にもなっています。さらに本府では、独居や高齢者、低所得者世帯が多いということ、現在、療養病床を持つ医療機関のほとんどが新たな転換への判断をしかねているということが改めて浮き彫りになりました。

京都府の「平成20年度政府予算重点課題に関する政策提案書」によれば、今回の厚生労働省基準を本府に適用した場合、医療型療養病床は、約2800床が1900床に、介護型は約4000床がゼロとなり、介護型・医療型療養病床は合計約4900床も減らされることとなっています。

昨年11月の京都保険医協会の調査によればすでに本府では診療報酬引き下げにともない療養病床数は昨年5月に比べ合計146床も減少していることが判明しています。高齢者が病院を追われ、行き場を失う深刻な状況はすでに始まっているのです。

高齢の家族の方からは『「医療区分1」なので退院を迫られているが認知症以外の疾患もあり他の介護施設への入所は不可能』、「経管栄養や床ずれの処置など在宅ではとても対応できない」という悲痛な声が相次いでいます。更に、65才以上で一人暮らし世帯は平成17年の9万4千世帯が平成27年には13万5千世帯・77・4%の増加、

また、高齢者夫婦のみの世帯も10万3千世帯の増加の見通しとなっており、老老介護など家庭の介護力低下がますます深刻になることは必至の状況となっています。まさに病院から出されてしまった方は、行き場のない「難民」になったり、再び家族介護を押し付けられたりすることにつながるのではないのでしょうか。

京都府で4900床の療養病床を削減して今後対応できるのか

【西脇】6月16日に開催された第2回「京都府地域ケアあり方検討会議」に出席された医療関係者のみなさんからも「いったんつぶした病院は元に戻らない」「平成23年年以降に介護のピークがやってくる。どうなるのかをちゃんと踏まえて考えてほしい」、「在宅で患者を受け入れるマンパワーが京都にあるのか。81歳の人に夜中に自分で起きて、自分で痰を吸引しろと強制するのか」、「平成23年までに在宅医療をよほど充実しておかないと大変なことになる」など前回の検討会議に引き続き深刻な意見が出されています。

そこでまず伺いますが、本府の「平成20年度政府予算重点課題に関する政策提案書」にさえ「大幅な療養病床の削減に対応できる受け皿が不足」と書かざるを得ない状況となっていることから国の療養病床削減・転換方針がまったく府内の介護や医療の現場の実態と乖離していることは明らかです。それにもかかわらず、本府において4900床もの療養ベッドを削減して今後対応できるとお考えですか。お答え下さい。

さらに、理事者は、これまで「医療が必要な方が医療が受けられ、介護が必要な方が介護が受けられるように府としてやるべきことはしっかりやっていく」と答弁してこられましたが、今こそ知事が、無謀な国の療養病床削減と転換計画について、介護や医療難民を1人たりとも生まないという立場に立たれて国に対して強く撤回を求めるべきではありませんか。知事の決意を伺います。

【知事】療養病床については、制度の見直しに伴い、必要な医療・介護サービスを利用できない状況が生じることがあつては、これは私もおかしいと思う。国は現在、都道府県に対して、地域ケア整備構想を策定し、療養病床転換後の地域におけるケア体制を確保するよう求めているが、いまだ転換先とされるサービス類型具体的な基準をはじめ、判断できる材料が示されていないため、多くの医療機関が今後の見通しを立てられない状況にいまある。このため、先ごろの私どもの政府予算政策提案活動において、ご指摘の通り、療養病床利用者の療養生活の場を機能的に確保するように求めるとともに、先に行われた近畿ブロックの知事会議でも京都府からの提起により、サービス利用者の受け皿確保に国が責任をもつとともに、医療機関が将来見通しを立てられるよう、人員等の具体的基準、報酬体系の基本的な考え方等の早期明確化について、緊急提言をとりまとめた。国に対し、このように現在、患者や家族の不安を解消し、安定的で持続可能な医療制度の構築をめざす観点から、必要な措置を講じるよう求めていく。

京都府知事として療養病床削減の白紙撤回を国に要求せよ

【西脇】療養病床については、確かに知事がおっしゃったように、近畿ブロック知事会緊急提言が出されておられます。その中で、2番目の実情に即した再編成の促進ということなのですが、実情に応じた説得力のある推進方策を示すことと、結局のところこの療養病床の再編、国の行おうとしている計画、この推進方策を肯定されているのではないかと考えているが、これは、おかしいのではないかと思います。療養病床削減についての政府の試算は、医療費給付は4000億円減少させようということですが、一方で、介護費給付は1000億円しか増加しないということで、差し引き3000億円はどこに行ってしまうのかということです。まさに、行き場のない難民がたくさん生まれると、再び家族介護に押し付けられるということになるのは、目に見えていのではないかと思います。この問題も含めて、やはり全国的にも影響のある京都府知事として療養病床削減白紙撤回を強く求めていただくこと。これは、改めて強く求めさせていただきます。

子どものアレルギー性疾患対策について

苦痛が軽減され、快適な学校生活が送れるよう実効性ある取り組みを

【西脇】次に子どものアレルギー性疾患対策について伺います。

本年3月 文部科学省は、「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」を発表しました。調査対象は全国の公立の小学校・中学校・高等学校の97.9パーセント、36061校の児童生徒12,779,554人となっています。

今回の報告書によると、児童生徒全体のアレルギー疾患有病率は、喘息5.7パーセント、アトピー性皮膚炎5.5パーセント、アレルギー性鼻炎9.2パーセント、アレルギー性結膜炎3.5パーセント、食物アレルギー2.6パーセント、アナフィラキシー0.14パーセントとなっていることが明らかになりました。

これまで子どもを取り巻く社会環境の悪化によって、子どもたちの心身の健やかな発達が阻害されるなかで、アトピー性皮膚炎や喘息、アナフィラキシーなど子どものアレルギー疾患の増加が指摘され続けてきました。遅きに失したとはいえ、今回の全国のすべての公立小・中・高校などの児童生徒を対象にした初めてのアレルギー疾患にかかわる調査を通じて、今後、国や京都府において子どもたちの苦痛が軽減され、快適な学校生活が送れるよう実効性ある取り組みをさらに進める必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

【教育長】各学校では、保健調査や健康診断結果をもとに児童生徒の健康状態を把握し、対応が必要な児童生徒の情報を教職員が共有しながら、保護者や主治医等とも連携して運動制限をしたり、牛乳や卵などを除いた学校給食を提供するなど、きめ細かな対応を行っている。府教育委員会としても、学校保健研修会や保健部長会議などを通じて、アレルギーを有する児童生徒の適切な対応について、教職員の理解が深まるよう研修を行い、資質向上に努めている。また、より専門的な対応が必要な疾患に対しても、皮膚科や精神科などの専門医の派遣や、講義や指導助言を行う「学校地域保健連携推進事業」を展開しており、今後ともこうした取り組みを充実しながら、アレルギーを有する児童生徒の学校生活をしっかりとサポートしていきたい。

アトピー性皮膚炎の子どもたちの苦痛を軽減させるために、 各学校に温水シャワー設置が計画的にすすむよう支援を

【西脇】次に、アトピー性皮膚炎について数点お聞きします。

今回の調査報告書において「体育の授業における、汗やほこり、紫外線、プールの消毒液などがアトピー性皮膚炎を持つ児童生徒にとっては悪化の原因となりうるなどの基礎知識が周知され、適切な配慮がなされるようにすることの重要性」とともに、児童生徒の学校における重要なスキンケアとして「温水シャワー浴」の効果が指摘されています。

たとえば、広島県において温水シャワー浴を実施した学校担当者へのアンケートでは、実施51項中26項でその効果が感じられているとの回答が得られたとの報告がされ、今後はその効果についての啓発を進めるとともに、具体的な実施方法等に関する先進事例の収集・分析を通じて学校における取組みを進めることが重要だとされています。

京都市内や北部の小学校の養護の先生にお聞きしましても「アトピーの子どもが汗をかいたり、ほこりで汚れたあとはぬれタオルで顔や体を拭いてあげているが温水シャワーがあればもっと子どもの不快感は減らされ、授業に集中できるはずだ」と温水シャワー浴の必要性を訴えておられました。

本年4月26日の文部科学委員会での日本共産党の井上さとし議員の質問に対する文科省の答弁にも「温水シャワー浴」の効果についての周知を図り、各学校に温水シャワー浴の効果を踏まえた対応を促してゆく」とありましたように、今後学校施設への整備は重要な課題と考えます。

そこで、本府でも是非学校での温水シャワー設置を進めて頂きたいと考えます。今回、学校保健会が公開している資料によると「温水シャワー等の設備の充実を図っている」学校は全体で11.1パーセントにとどまり、全国平均の14.8パーセントを下回っています。アトピー性皮膚炎の子どもたちのかゆみの苦痛を少しでも軽減させ、学校生活の質を高めるためにも今後、各学校に温水シャワー設置が計画的にすすむよう本府としても支援を行っていただくべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

【教育長】各学校においては、学校薬剤師からの指導の下で、定期環境衛生検査を実施するなど、子どもたちが学校生活を快適に過ごせるよう、保健管理に努めている。

温水シャワー要求については、今後、文部科学省において、温水シャワー要求も含めたアレルギー疾患対応への仕組みづくりとともに、先進的な事例を収集し、医学的観点や学校の現状等から分析を行う検討会が設置される予定であり、その方向性もみすえながら啓発に努めるとともに、本府としても研究を深めていきたい。

迫 祐仁（日本共産党 京都市上京区）2007年6月25日

下落する生産量、下がる単価、相次ぐ関係者の自殺 深刻な実態直視し、府は和装伝統産業に支援を

【迫】日本共産党の迫祐仁です。質問に先立ち、議長のお許しをいただき、一言ごあいさつをさせていただきます。私はこの4月の府議会選挙において、上京区から初めて当選させていただきました。お寄せいただいた府民のみなさんのご期待に応え、いのちと暮らしを守るために全力で頑張る決意です。よろしくお願いたします。それでは、通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、和装産業問題についてです。

和装伝統産業、繊維産業はきびしい状況が続いています。私の地元上京区は540年の歴史を持つ西陣織産地の中心として京都経済を支えてきました。以前はいたるところで機音がしていましたが、今では、西陣の中心地域を歩いても機音を聞くことが難しくなっています。

厳しい状況は、数字でも明確です。平成17年度に実施された第18次西陣機業調査では、昭和50年の生産ピーク時と比較すると、企業数が42%、織機台数が21%、従業者数が19%、そして、総出荷金額は34%と大きく減少しています。

丹後機業も同様です。先日、丹後織物工業組合を訪問し、お話を伺いましたが、丹後では、白生地が生産が、かつて996万反あったものが、昨年度100万反を割り91万反。今年は75万反を見込んでいるが、5月は前年比3割減で、このまま推移すると75万反を割るのではとっておられました。京友禅協同組合の発表では、京友禅の生産量は、平成18年度は74万3千反で昭和46年の最高時に比べ4%台の最低を記録しています。

この事態に拍車をかけ大打撃を与えたのが、昨年の愛染蔵につづく「たけうちグループ」の倒産です。

丹後地方で自殺者が多数出て大問題になったのが14年前、バブルがはじけ大不況が国民を襲ったときでした。このときに週刊誌の「サンデー毎日」が、2年間で30人近い自殺者と報じました。ところが、いま、このとき以上の事態が起きています。丹後の自殺者が、平成17年が31人、18年が34人、そして今年は5月までにすでに23人、3年間で88人と異常な事態となっており、生活苦や経済苦を理由にした自殺が増えているのが特徴です。本当に心が痛む思いです。

私ども日本共産党議員団が取り組んだ和装関係業者へのアンケートや聞き取り調査でも、たけうちグループの倒産の影響をうけ、「仕事が減った」が8割を占め、受注見通しでも9割近くが「減少見込み」となっています。府の技術支援センターの報告でも、白生地が生産は前年比7割と落ち込んでいます。政府が言う、景気回復どころか、先行きがまったく見えません。まさに、「京都の和装伝統産業が存亡の危機」と言ってもよい事態であることを直視する必要があります。

本府として、和装産業のこの深刻な事態をどう受け止めていますか。また、昨年来、実態調査を強く求めてまいりましたが、現状をどう把握していますか。まずお聞かせください。

業者さんを訪問すると、「今、手を打たなければ産地崩壊の大変な事態になる」という答えが、どの業種の業者さんからも共通して出されました。これが多くの方の認識です。

これまでは織屋は、不況時にも優秀な出機を確保するために仕事を出していましたが、織屋にその余裕が無くなってきています。ある出機の方は、「3月までは織屋から仕事がきていたが、5月以降まったく無い。もしこの状況が夏場まで続くと、営業を続けられない」と、語っておられました。

多くの職人の仕事が減っており、仕事だけで生活ができなくなり、本人や、家族がパートに出てやっと生活を維持したり、和装の仕事をやめ、ダブルワーク、トリプルワーク状態の方も生まれています。

このような事態を放置すれば、せつかく着物への関心が高まりつつある中で、西陣や丹後で製品を作ること自体が出来なくなりかねない。これでは、元も子もありません。

そこで、私は、日本共産党のこれまでの提案の上に立って、京都の和装伝統産業の再生と振興のために、何点かお聞きします。

京都の和装伝統産業の再生と振興を

緊急の仕事確保

【迫】第1は、緊急の仕事確保の問題です。京都の和装関連業種は高度に分業化しそれぞれ、高い水準を持った業種があり、そのどれが欠けても西陣や京友禅、丹後ちりめんは成り立ちません。仕事がなくなれば、職人さんはいなくなり、分業体制も崩壊します。

現在は打ち切られている国の緊急雇用対策事業は、職人さんの仕事確保と生産体制の維持に一定の役割を果たしました。「京の伝統品教育活用推進事業」では西陣の「織額づくり」が事業化され、携わった西陣の賃織業者からは「親方に言われてではなく、自分らで物が作れ、学校関係者にもよろこばれ、収入も得られた」と三つの楽しさがあると大変喜ばれていました。

いま事業の終了により、府の「匠の公共事業」がその役割の一部を担っていますが、規模は大きく後退しています。例えば、西陣織会館での実演は「仕事がない中で、多少でも収入の確保になる」と喜ばれていますが、雇用が限られています。「匠の公共事業」の本年度予算は、1億1400万円ですが昨年度の「たけうち」の緊急対策として2000万円を債務保証で前倒し執行しており、実質的に減少しています。

補正予算編成も含め緊急に増額をはかり、雇用創出事業を通年で行うべきだと思いますがいかがですか。また、受付窓口を広げたり、多くの職人さんが活用できるよう周知徹底を改善すべきですいかがですか。

次に「たけうち」問題に関連してお聞きします。「たけうち」などによる囲い込み商法で生じた和装業界への不信の払拭、新しい販路の開拓が喫緊の課題です。新商品開発への意欲や最終消費者との直接のつながりを求める努力がメーカー以外にも広がってきています。この動きを促進するために、業界団体に加入していない人へも情報を提供し、新商品開発のための工房の創設とグループ化への助成を京都府が率先して行うべきではないでしょうか。

また、たけうち商法の影響で、今、和服の販売時にクレジット契約が結びにくくなっているという問題もあります。府として業界を支援し、金融機関の協力も得て、安心・安全で健全なクレジット制度を創設することも含め、事態の打開を図る必要があるのではありませんか。お答え下さい。

出機の工賃の改善

【迫】第2は、出機の工賃の改善の問題です。

仕事が少なくなっている上に、低い工賃が後継者の確保にも影響を与えています。工賃だけでは、生活が維持できないのですから、子どもに継がせることができないし、子どもも現状を見ているのですから、どうしても他の仕事に従事します。

丹後の織手さんに聞きましたが、織機1台で1か月5万～6万円が精一杯。時給にしたら200円から300円が実態です。丹後では家内労働法により出機(賃織)の最低工賃が定められていますが、高齢化の中で、年金を補う程度の工賃があれば仕事を請けてしまうという実態もあり、この極端な低工賃が全体をさらに引き下げています。業界幹部も、「このような工賃を放置すると、丹後の賃機、技術者が消えていきかねない」との危機意識を持っておられます。

家内労働法の除外地域の西陣では、最低規定もなく、それぞれで決められているのが現状です。

私は、「工賃問題は京都府が後継者対策の一環として位置づけて取り組んでいくべき課題である」と思っています。府として丹後の最低工賃引き上げを国に求めると共に、その遵守を広く業界に促すことが必要なのではありませんか。また、西陣においても、この観点から労働局、織屋、出機、西陣織工業組合、全西陣

織物労働組合など、関係者による「最低工賃協議会」を設置して、最低工賃の基準を設定することが必要ではないでしょうか。府が率先してその役割をはたすべきではないでしょうか。お答え下さい。

後継者問題、道具の確保

【迫】第3は、後継者問題、道具の確保の問題です。

私のお会いした「つづれ織」の業者は、学校で研修するだけではまだまだ、不十分だ。現場の工房で働きながら研修してこそしっかりと技術ができると、これまでから「教え賃を負担してまでして技術を教えて」おられ、後継者のために雇用保険、社会保険も完備され、これまで15人の弟子を育ててこられていました。「後継者育成には親方がたくわえをはき出してでも教えんとあかんと思うが、いまのご時世ではこちらが倒れるかも」と心配されておられました。友禅の業者さんも、「伝統ある友禅の技術をきちんと受け継げる人を作りたいと思ったら個人でも努力するが、行政は何処まで支援をしてくれるのだろうか」と言っておられます。

京都には後継者育成機関として京都府立陶工高等技術専門校、や京都伝統工芸大学校などがありますが、全ての業種を網羅しているわけではありません。京都市にはきわめて不十分ながら育英資金がありますが、京部府は「伝統的工芸技術習得奨励事業」を廃止しました。府として伝統技能を継承するために、後継者の確保と雇用を支える支援制度を実施し、金沢市などが実施しているような、後継者育成のため頑張っている事業者と後継者に対し一人前になるまで少なくとも3年間以上の奨励金を設けて応援すべきだと思いますが、いかがですか。お答え下さい。

織機メーカーが実質的にダイレクトジャガードの生産をやめたり、部品や道具を作る小規模な専門業者が転業・廃業して機料品が減少しています。「これまでは廃業した業者の部品をもらったりして確保していたが、あと10年もつかどうか」と、心配の声が上っています。

危機に瀕している工程があることを踏まえ、全工程の緊急の悉皆調査を京都府としておこなうべきです。そして、現場の状況をきっちり把握し、道具や部品の確保と、それぞれの道具作りの、各工程の技術者が生活できるよう制度作りを行うことが必要ではありませんか。お答え下さい。

経営を支える融資制度の充実

【迫】第4に経営を支える融資制度の充実も必要です。

たけうちグループの影響を受けた上京区のある織屋は6割も売り上げが減少し困っておられました。「京都府の制度融資を受けてなんとか当面の危機を乗り切れた」と喜んでおられましたが、現状の景気の悪さでは、無担保無保証人融資の枠の拡大とともに体力が回復するまで、返済猶予期間の延長がほしいといわれていました。

染呉服製造販売業者は借り換え融資を受けようとしたのですが、不況業種に認定されず、資金繰りに大変困られました。これまでの不況の影響を受けている多くの方が悲鳴を上げている中で、融資条件の緩和、返済猶予の長期化と利子補給を行っていくなど、さらに借りやすく返済しやすくしていくお考えはありませんか？お答え下さい。

相談機能を持った施設を西陣産業の集積地に

【迫】併せてお聞きします。上京区にあった、京都市産業技術研究所繊維技術センターが平成22年度をめぐりに同工業技術センターと統合し、リサーチパークへの移転が計画されています。西陣の業者や織手さんからすぐに駆けつけて技術のトラブルや新製品開発のことなどいろいろなことが聞ける場所がなくなることへの不安、不満の声を多数聞いています。府としても京都市や西陣織工業組合などと話し合っただけで繊維技術、機器のことについて相談できる機能を持った施設を西陣産業の集積地の上京区に維持するようにすべきで

はないでしょうか。いかがですか。

以上、私の提案は、京都府の「伝統と文化のものづくり産業振興条例」における、京都府の責務の具体化の提案の一つであり、府民の命と暮らしがかかった切実な願いでもあります。関連業者を含めると非常に従事者の多い、京都府の基幹産業である和装伝統産業にもっと予算を増やして京都府経済の活性化につながる必要があります。積極的なご答弁を求めるものです。

【知事】和装伝統産業は京都を代表する重要な基幹産業であるとともに、京都の社会的な財産ではないかと私は考えている。しかしながら、どの数字を見ましても近年大変厳しい状況が続いているところでありますし、その上、去年のたけうちグループの倒産が追い打ちを掛けており、私も直接業界の方に何度もお話を聞きましたが、非常に深刻な状況になっておりましたので、本議会において何回も答弁をしたところであり、その中で昨年度におきましては、2度にわたり補正予算を編成し、9月には新たな着物の製作など、12月には、職人さん方に対し切れ目のない仕事づくりを進めるための債務負担行為の設定など緊急対策を行ってきたところ。今年度、匠の公共事業については1億円を越える予算枠を計上しており、債務負担行為は債務保証による執行ではないので、実質的に昨年度を上回る事業規模を確保しており、そして、こうした職人さんの仕事づくりに関しましては、平成11年度から、のべ約5万4000人分の仕事を講じたところ。

府が発注する仕事づくりの主な受付窓口については、それぞれの産地の状況をもっともよく把握されている産地組合にお願いしているが、ハローワークへの掲示等を含め幅広く周知を図っている。

伝統と文化のものづくり産業振興条例に基づき、新たな取り組みを進めようとする方々のグループ化や、職人さんの仕事作りの需要開拓、後継者の育成の取り組みなども総合的に取り組んでいるところ。

販売対策については、府として産地と取り組む展示会など販路開拓に対する積極的な支援を行なっているところですが、販売の手法のあり方については、消費生活条例を8月から施行するが、その立場から不当な販売等を規制することによって消費者のみなさんが安心して着物が買える環境作りに努めることが先ず重要だと考えている。

今後とも和装伝統産業の振興を総合的に推進することにより、地域経済の維持活性化について積極的に取り組んでまいりたいと考えている。

【商工部長】和装伝統産業の後継者育成等だが、家内労働者の最低工賃については京都労働局の所管であるが、府としても地域の実情を十分お伝えするなど関係機関と連携し啓発等に努めたいと考えている。

後継者確保には何よりも仕事確保が重要であると考えており、これまでから匠の公共事業等を通して職人さんの仕事づくりを進めてきた。さらに、伝統と文化のものづくり産業振興条例にもとづき、京もの認定工芸師を制度化すると共に、今年度から新たに、京の名工と若手職人の共同製作による匠の技継承事業に取り組んでいるところである。

部品や道具類の確保についても平成18年度から調査を進めており、今年度も調査を継続するとともに、匠の公共事業の中でも道具類を製造する職人さんへの仕事作りを既に行なっているところ。

融資については、あんしん借換融資や小規模企業おうえん融資に取り組むと共に、和装産業取引改善等特別融資の金利を今年度、制度融資の中でも最も低い利率に据え置くなど、全国でもトップクラスの制度としている所です。

加えて、繊維関係をはじめとする中小企業の技術相談については、府市が役割分担をしながら協調して取り組んでいるところであり、京都市と一層連携して対応して参ります。

今後とも職人さんの実状を十分お聞きしながら、和装伝統産業の振興にしっかりと取り組んで参りたいと存じます。

迎賓館の警備で市民生活に多大な影響 過剰な警備やめるべき

【迫】次に京都迎賓館の問題について質問いたします。

私は、京都御苑の北側に住んでおりますが、ご近所のみなさんから「京都迎賓館ほど、近隣住民に迷惑をかける施設はない」という不満をお聞きしています。京都御苑は近隣住民のみなさんにとっては、市内の中心部に住みながら、豊かな自然環境を満喫できるエリアです。ところが、建物を立ててはならないはずの国民公園に、強引に建物を立て、府民から憩いの場を奪って、京都迎賓館が建設されました。「公園の樹木は1本たりとも伐らない」と荒巻知事は私の先輩である三木一弘議員の質問に答えていますが、実際には、御苑の緑と自然環境は大きく、破壊されました。建設工事期間中も、相当な我慢が周辺住民には強いられました。

また、賓客が京都に来るたびに通行規制や厳しい警護のために、我慢を強いられます。一昨年11月アメリカのブッシュ大統領が入洛したときには、2週間前から、全国から動員された警察官によって、異常とも思われる厳戒態勢がとられました。住民にとっては、迷惑極まりないことです。

寺町通りを挟んで迎賓館の東側に暮らしておられるみなさんから、特に不満の声をお聞きしましたが、この2週間は、本当に大変だったとのこと。

パトカーが御苑周辺を1分間隔で巡回をする。各門には機動隊の大型車が停車する。いつものとおり御苑に散歩に行こうと思ったら、入り口で呼び止められる。荷物を手にした人は、かばんの中身をすべて調べられる。寺町通りの周辺のお宅では、マイカーで自分の家に入出入りするにも通行証がなければ通行できない。商売人は交通規制のために商品の搬入も思うにまかせない。飲食店などでは、お客が来ないので店を休むというところもありました。一般の市民のみなさんからも、「御池の市営駐車場の入り口には、4～5人の警官が立ち、入場する車のナンバーを一台残らず控えていた」など、大変な不満の声が聞かれました。

11月15日の夕方、ブッシュ大統領を乗せた大型ヘリが住宅地の近くを低空飛行で飛び、富小路グラウンドへ着陸しました。近隣のみなさんの中には、「身体が突き上げられるような轟音で、家の床が揺れ、ビックリして外へ飛び出した」という方がありましたが、夕闇の中での離着陸は、まるで映画の「地獄の黙示録」のようだったとご近所の方が、今でも語っておられます。

京都は千年の都としての格式をもっています。とりわけ御苑周辺のみなさんには、ゆったりとした「いかにも京都」といった格式のあるくらしがあるのです。京都府は、さまざまな記念行事を取り組むわけですが、京都の人々の感覚からすれば、「賓客が来るから我慢しろ」というような押し付けは、いかにもそぐわないのです。「そんなお客さんはいりまへん」というのが、京都の人々の感覚ではないでしょうか。

賓客が来るときに、くれぐれも過剰な警備にならないように、一般市民や観光客、周辺住民のみなさんの生活に配慮した警備になるようお願いしたいと思います。警備を担当される警察本部長に答弁をお願いします。

以上をもって質問をおわります。ご清聴ありがとうございました。

【警察本部長】京都迎賓館を内外の要人が利用する場合は、施設の管理者をはじめ関係機関等と連携しながら、その時々的情勢に応じた適切な警戒警備を実施することとしております。その実施にあたりましては、府民の皆様のご理解とご協力を得られるように努めつつ、京都を訪れる要人の身辺の安全確保に万全を期したいと考えております。

「医療難民」を生み出す後期高齢者医療制度

払える保険料へ、国へ財政支援求め、府として対策を

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、来年4月から実施される後期高齢者医療制度について伺います。

この制度は、昨年6月に自民党・公明党による医療制度改悪法の強行により、75歳以上のすべての後期高齢者が、寝たきりの方も含め、一ヶ月おおよそ6200円、介護保険と合わせると約1万円が、年金から天引きされることとなります。高齢者にとってはさらに負担増で、「医療難民」をさらに生み出すもので、「京都府医療推進協議会」主催による『これからの医療・介護・福祉を守る府民集会』が各地で開催されたように、高齢者や医療関係者からいっせいに批判と不安の声があがっています。

新たな医療制度を作る最大の狙いは、医療給付費を2025年までに8兆円削減し、その責任を都道府県や医療機関、住民におしつけることです。

この制度の問題は、第一に、高齢者医療に差別を持ち込もうとしていることにあります。

さまざまな病気を抱えがちな高齢者を、75歳以上になれば、どこまで治療しても、医療機関に保険から支払う金額は同じとする包括定額制が検討されています。これは後期高齢者医療を「終末期医療、看取りの医療」とし、できるだけお金をかけずに、そこそこの治療でいいという、医療に予算制をもちこむもので、日本の医療のあり方を根底から壊してしまいます。まさに、高齢者への「差別医療」そのものではないでしょうか。

さらに、「後期高齢者を総合的に診る医師」または「かかりつけ医」をコーディネーターに、「地域ごとの医療連携体制の構築」が検討されようとしています。そうすると、75歳になったとたん、かかれる医療機関やさらには回数まで制限されることになりかねません。しかも地域医療に献身的に取り組まれている医師に、さらに24時間の患者対応や地域連携強化の直接責任を負わせることで、地域医療そのものが崩壊する危険が十分に考えられます。京都府保険医協会のアンケートでは「フリーアクセスを制限する『かかりつけ医』の導入は本末転倒であり認められない」と答えられた方が85%にも達しているのです。

そこでまず伺います。後期高齢者医療制度は「医療難民」を生み出し、地域医療を崩壊させる危険がありますが、知事の御所見をお聞かせください。

第二の問題は、治療の「手遅れ」という事態がいっそう広がる懸念があることです。

制度発足時は費用の一割が七十五歳以上の高齢者保険料で賄われるため、これまで扶養家族で保険料負担がなかった七十五歳以上の方も含め、原則全員が対象となります。たとえば、息子さんの扶養家族で健康保険に加入されていた75歳以上の方は、来年から本人に保険料が新たにかかることとなります。また75歳を越える夫と73歳の妻の世帯の場合、これまで世帯で保険料を払っていたのに、夫は後期高齢者医療制度に加入し、新たな保険料がかかり、妻は夫が離脱したために新たな保険料がかかるようになります。収入が生活保護費よりも低くなる基礎年金のみの人でも月額900円、寝たきりなどであっても、高齢者の実態にかかわらず新たに保険料が徴収されるのです。また病院窓口では、現役並みの収入がないご夫婦の場合では、これまで窓口負担は二人とも一割だったのが、どちらかが75歳未満であれば一人ひとりの収入で判断するため、三割負担になってしまうこともあります。しかも、保険料が払えなければ、保険証の取り上げや資格証明書の発行が義務付けられるなど、あまりに過酷なものになっています。

すでに大山崎町、旧加茂町、京田辺市議会では、保険料は低所得者へ配慮することや資格証明書の発行はしないなどを求める意見書が可決するなど、高齢者の実態に対応した制度となるよう求める声があがっています。

そこで伺います。生活実態に見合った保険料となるよう、国に財政支援を含め求めるべきです。また、保険証の取り上げや資格証明書の発行が絶対に起こらないようにすること、さらに本人同意がないまま保険料の「年金天引き」はやめるよう、求めるべきではありませんか。

さて京都府は、今後「医療費適正化計画」や「医療計画」「健康増進計画」「介護保険事業支援計画」など、都道府県を単位とした計画をあいついで作らなければなりません。それぞれ密接な関連を持つものですが、例えば「医療費適正化計画」は毎年、都道府県の医療給付費実績が公表され、自ら数値目標を達成するために、低医療費政策の深刻な具体化を都道府県ごとに競わされることになっています。こうした狙いのモデルケースとして後期高齢者医療制度が作られ、これを運営する京都府後期高齢者広域連合に担わせようというのです。それだけに、広域連合が、少なくとも高齢者や医療関係者などの願いや実態が反映されることが最低限必要です。この広域連合は、地方自治法にもとづく特別地方公共団体となっており、独自の制度運営ができます。

そこで伺います。保険料の設定など広域連合議会で重要な条例案の審議を行う場合、公聴会など高齢者や医療関係者等から直接意見聴取する機会の設置が必要と考えますがいかがですか。また、被保険者の声を直接聴取する恒常的な機関として「協議会」の設置を行うこと、また住民に対する積極的な情報公開を行うよう、知事として広域連合に対し助言すべきですがいかがですか。

【知事】後期高齢者医療制度について、高齢者医療については心身の特性や生活実態をふまえて、必要な医療サービスを安心して受けられるよう安定的な医療保険制度を構築することが重要であると考えています。国においては、この度、医療制度改革の一貫として高齢者社会を展望し、今後の医療ニーズに対応するために新しい医療制度を構築しました。その運営については安定的な運営を図る観点から、より広域的な都道府県単位の全市町村が加入する広域連合により行なわれることとなります。この新しい制度では、高齢者の方々からも所得の状況に応じて保険料として応分のご負担を願ったところですが、京都府としては、その負担が過度なものとならないよう、国に対し提案を要望してきたところです。その結果、所得に応じた保険料の軽減措置、被用者保険の被扶養者に対する経過措置、年金天引き額が過大とならないような措置、地域の医療の実情に応じた保険料の設定等、所得の状態、状況や生活実態に応じた対応が図られる仕組みが新たに構築されているところです。しかし、一方で保険料の算定方法、診療報酬体系、短期保険証、資格証明証の発行等の詳細については、今後示されることとなっておりますため、京都府としては、市町村や関係団体の意見もふまえ、まず必要な医療水準が確保され、かつ後期高齢者の生活実態にみあったような制度になるよう、先日、予算提案等を通じて国に対し提言をしているところです。

【保健福祉部長】後期高齢者医療制度の運用について、広域連合の組織や運用については地方自治法および、高齢者の医療の確保に関する法律などにより定められており、保険料の設定など重要事項の決定にあたっては、連合を構成する府内全市町村議会の議員から選出をされた代表議員によって構成される議会において、住民等の意見を反映し、審議決定されるものと考えている。また、高齢者の声を直接に聴取する聴取会の設置や公聴会の開催を含め、後期高齢者医療制度の運営に直接関わる重要な事項については、広域連合において、後期高齢者を始めとする住民の方々のご意見を十分に反映して、適切に対処されるものと考えています。

【光永】再答弁を求めますが、今度の後期高齢者医療制度は、確かに今後具体化されていくものではありませんが、既に、現段階でも患者さんにとっては医療にかかる権利を制限するような内容を含んでいるわけですから、重大な事態を起こさないためにも、知事として積極的に国に対しても改善提案を求めて頂きたいと思います。同時に後期高齢者医療制度は、広域連合を中心に運営していく制度になるわけで、この点では、私は2点再度伺いますが、1つは、保険証の取り上げや資格証明証の発行は絶対にあってはならない

わけで、この点で、京都府として、或は知事として広域連合にそういうことは行なうべきではないと、せめて助言し求めることは出来るわけです。これをやるべきではないかと聞いたが再度お答えください。もう1点、必要意見は、例えば長野県の岡谷市議会等でも、保険料等についても意見を上げているし、協議会の設置についても意見を上げているわけですね。ですから、議会が意見を上げているのですから、理事者の方からも、京都府としても広域連合について意見も上げて頂いて助言もするという事は、制度発足前にやることは当然だと思いますがその点を再度お答えください。

【知事】短期保険証、資格証明証の発行等、詳細については、まだ今後示されることとなっていますので、私どもとしては、先程言ったように、こうしたものが高齢者の生活実態に見合うように国に対し予算提案を通じ提言・要請をしている。

【保健福祉部長】後期高齢者広域連合に係る組織の運営について、先程もお答えしたとおり、連合を構成する府内全市町村議会の議員から選出された代表議員によって構成される議会において適切に審議、決定されるものと考えています。

【光永】聞いたことにちゃんと答えて頂きたい。京都府として制度が始まる前に、これ以上の負担が増えないように求めること、或は協議会を設定して意見を聞くこと、これは当然の事なんです。議会だつてやっているのですから、それをきちんと答えて頂きたいと求めて答えられないということは、これは問題なんですね。ですから、今後についてはそういう態度を改めて頂いて改善を求めていきたいというふうに思いますので指摘しておきます。

「特別支援教育」の充実へ、すべての子ども一人ひとりを大切に する条件整備と教員配置を

【光永】次に今年四月からすべての学校で実施された「特別支援教育」制度にかかわって数点伺います。

特別支援教育は、2002年に文科省が行った「全国実態調査」により、通常学級に在籍している生徒のうち、学習面や行動面で著しい困難をもっている児童生徒の割合が6.3%と公表され、2003年に「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」により実施されてきました。

今後、特別支援教育を充実する上で、高機能自閉症やLD、AD/HDなどの発達障害等を把握し、その状態に応じて支援していくことはもちろん大切です。同時に教育全体においてすべての子どもたち一人ひとりを大切にするため、行政が条件整備を行うことと一体に、発達障害のある子どもたちとともに育ちあうという、子どもたちの側にたった支援が大前提であると考えます。すなわち、教育全体を支援していくことを基本として、その上でより必要な子どもたちへの対応をすすめることが必要ですが、まず教育長の御所見を伺います。

さて、本年4月1日に文科省の通達「特別支援教育の推進について」では、「体制の整備及び必要な取り組み」について述べています。しかし、国でLD等の子どもたちのために新たに配置される教員は全国で258人、特別支援学校には、新たな教員配置はわずか53人で、実に20校に1校にすぎません。しかもこれらは、他の領域における「教員配置の見直し」によって同数の教員を削減した上で行われました。これでは、教育全体の条件整備と一体に行われているとは言いがたいのではないでしょうか。本府では、府独自に昨年度から発達障害児童生徒の支援体制の整備ため教員等を京都市内33人、京都市以外で65人配置されてこられました。今年度も昨年と同様にとどまりました。その結果、ある小学校では何度も何度も教員配置を要望し、ようやく教時間だけ今年度から配置されたなど、現実には、いっそうの体制整備の必要性が浮き彫りとなっています。

そこで伺います。特別支援教育の充実をすすめる上で、学校現場や保護者からの要望が強く、なおかつ運用の工夫では足りないことが明らかである以上、教員配置を今後計画的にいつそうすすめることが必要と考えますが、いかがですか。

【教育長】 特別支援教育について、障害の有無に関わらず一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、学校全体で適切な指導と必要な支援を行なうことは、学校教育の様々な課題を解決する上で非常に有効であると考えています。このため全国に先駆けて平成18年度から小中学校の通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもに対し、教育的対応を行なうため、京都市を含めて約100名の非常勤講師を配置しており、学校からはこの配置を契機にして特別支援教育の体制整備が進んだとの声が寄せられています。この特別支援教育充実事業の目的は、発達障害の子ども数に応じて専任の教員をつけるということではなくて、学校全体で発達障害の子どもへの教育的支援を行なうための体制づくりを促進するところにあり、今後、配置校での先導的な実践を府内一円に広げていきたいと考えています。

また、今年度から小中学校等への支援も含めた、地域における特別支援教育のセンター的機能を充実するため、全ての府立特別支援学校に専任のコーディネーターを配置して地域支援センターを開設したところであり、今後とも医療等関係機関との連携を図りながら、発達障害の子どもへの総合的な支援体制を図っていききたいと考えています。

【光永】 特別支援教育については、体制づくりの制度で対応してきたと府教委が答弁されましたが、これは体制づくりだけでは駄目なんですね。具体的に必要な子どもたちに必要な、しっかりとした支援を直接できる先生の数を増やしていくということが無ければ、かたちだけつくっても中味が伴わないということになりかねません。ですから、今の数では不十分だから、今後計画的な配置を国にも求めて頂きたいし、同時に京都府としても努力をして頂きたい。これは求めておきます。

保護者に寄り添った身近で温かい支援として、

ピアカウンセラーの育成と配置を

【光永】 さて特別支援教育に関わって「ピアカウンセリング」について伺います。

「ピアカウンセリング」は、1970年代にアメリカで、アルコール依存症のセルフヘルプ活動としてスタートしました。「ピア」とは、対等・仲間を意味しており、資格も定義もまだまだ定着しているとはいえません。しかし、一人ひとりの目線に立った支援をするという考え方から、児童虐待や不登校、高齢者などさまざまな分野で広がっています。

私の知人に、来年小学校に入学予定の高機能自閉症の子どもをもつ保護者の方がおられます。お母さんは常勤の仕事で退職しパートをしながら、子どもは保育園に、児童デイサービスに週一回、発達外来にも通院されています。

診察を受けたのち、児童精神科医や療育スタッフ、保育士、両親などがカンファレンスをするのが、子どもの成長にとってはもちろん、保護者にとっても有効です。ところが、このカンファレンスの日程を調整するにも、すべて保護者が関係機関と連絡をとって調整しなければなりません。また初めての人や場所が苦手なため、小学校に入学するにあたり、学校に連絡し、日程を調整して、小学校にいるウサギなどを見に行くことなどで、じっくり学校にかかわる努力もお母さん自身がされています。このように、発達障害のある子への支援は医療や福祉、教育がそれぞれ連携することが必要であるにもかかわらず、一つひとつの対応に相当なご苦勞をされています。そのことを思うとき、保護者に寄り添った身近で温かい支援がいま必要ではないでしょうか。

本府では、府立盲学校、聾学校、養護学校の10校を特別支援学校として、地域へのサポート体制を強

めるとしています。そうした中、就学前の相談も含め、昨年度は770件の発達相談を中心とした相談が寄せられました。今後、いっそう関係機関が連携して相談に応じる体制強化が必要であることは言うまでもありません。同時に、国において「発達障害早期総合支援モデル事業」が全国17地域で指定され早期支援体制の整備などが検討され始めていますが、本府として保護者同士が身近に相談できる場としてのピアカウンセリングや、関係機関の情報や連携をより保護者の願いによりそって支援するピアカウンセラーの育成と配置が必要と考えますが、いかがですかお答えください。

【保健福祉部長】 発達障害のある子どもへのピアカウンセリングについて、保護者がその悩みを相談できる体制の整備は重要な課題であると考えています。このため京都府では、これまでから保護者ご自身が相談に応じ、相互に支え合う活動として、府内各保健所の乳幼児健康管理事業や地域の児童デイサービス、療育教室の中で同じ悩みをもつ保護者同士が語り合う場を確保してきた。一方で、発達障害に関する専門家や、発達障害者の保護者にご参画頂いている発達障害者支援体制整備検討委員会においては、特に専門的な相談態勢の整備や関係機関による支援体制の構築は必要であるのご意見を頂いているところです。このため、京都府では今年度、当初予算でお認め頂いた発達障害者支援事業費により、近く発達障害者支援センターを開設し、臨床心理士等を配置するとともに、府内6箇所の福祉施設にコーディネーターを配置することとしています。あわせて、発達障害者の保護者等の民間団体や保護者のニーズに基づいて実施する研修や啓発活動などに対しても助成をすることとしています。このような取り組みを通じ、保護者の更なる交流や、専門的相談態勢の構築をすすめることとしているが、保護者によるピアカウンセリングを行なうことについては、発達障害者支援体制整備検討委員会において、その必要性も含め十分意見をお聞きする必要があると考えています。

【光永】 ピアカウンセリングについては、質問でも述べましたが、保護者だけによるピアカウンセリングというのが一般的な認識かもしれませんが、私が述べているのは、例えば発達障害の子どもの保護者の方については、その子どもをもつ保護者同士の交流も勿論必要ですが、同時に保健士さんや施設職員さんがしっかり位置づいて、そして具体的な関係機関との連携調整ができる仕組みが身近にあった方がいいのではないかとこの前向きな質問ですので、これはまだ制度としては確立していないものですが、これはどうしても必要なんです。ですから、積極的に研究も頂いて具体化を求めておきます。ぜひ具体化をお願いします。

全国一斉学力テストについて、根本的な検証を行ない、学校間競争を求めらるな

【光永】 質問の最後に、全国一斉学力テストについて伺います。

本年4月24日に、多くの関係者の反対の中、全国いっせい学力テストが実施されました。

私どもは、すべての子どもたちの基礎的な学力の向上とそのための条件整備を求めてきました。そうした立場から、全国いっせい学力テストは、学校のランクづけをいっそう助長し、競争激化を子どもに強い道を本格的に開くものになると厳しく指摘してきました。また児童や生徒の「質問紙」調査では「1週間に何日塾に通っているか」「学習塾では学校より難しい勉強をやっているか」など受験産業がほしくてたまらない情報にかかわる質問がされるなど、大きな問題を残しただけに、国の責任と教育委員会の立場が問われているとともに、今回の学力テストについての根本的な検証が必要です。

広島県北広島町教育委員会が、昨年おこなわれた予備調査の問題などを参考に、問題集をつくり、町内の全小中学校に配布し、事前対策の練習を指示していたことが報道されましたが、本府でも八幡市では、「学力向上」を名目に、全国一斉学力テストの得点アップに向けた取り組み計画の提出を全小中学校に求

めたようです。その取り組み計画書では、記入例として「一年間のまとめの時間（教科の時間）を活用し、全国調査模擬プリント等を繰り返し実施する（主に「活用に関する問題」を中心に）」などとして例示されています。このような事前対策により、得点アップ競争が行われることは、学力の実態を把握するという調査目的からも大きく逸脱し、先生と子どもたちを競争主義・得点至上主義で追い込んでいくものです。

そこで伺います。昨年12議会の文教常任委員会で、教育長は「過度な競争主義というのは好ましくない」と答弁されましたが、今のべたような事態をどう把握され、また総括されていますか。まずお答えください。

さて、全員を対象にしたいっせいのテストを行ったことが、どんな事態を引き起こしたのでしょうか。

すぐに「キレル」と自他共に認めている小学六年生の男の子は、主として活用に関する問題を解く二時間目、三時間目となると、お手上げとなり「白紙」の回答用紙となりました。担任の先生はテストの途中で「キレ」たり、エスケープしなかったことを「えらかったね」と褒めてあげたかったと述べておられました。しかし、このテスト結果は九月に子どもに返却されます。「誰よりも傷つきやすい子に、国から『あなたは0点!』とダメ押しするようなことをして、いったい何の意味があるのでしょうか。『やる気』を奪うだけではないでしょうか」と担任の先生は述べておられました。また、テストに集中しなくなるので「成績に関係のないテスト」とは言わないでおこうと申し合わせた学校もありました。さらに、テストの採点に、わかっているだけでも約2700人が、派遣会社11社からの派遣労働者で、しかも正誤の基準が途中で変わるなど混乱が生じています。これらは、いっせいに全員を対象に行うことでおこった矛盾や弊害を象徴しているのではないのでしょうか。

文部科学省は、今後「検証・改善委員会」を設け、今回の学力テストの今後の対応について協議するとしています。しかし大切なことは、テストの内容や方法の検証ではなく、毎年全国いっせいにやる必要があるかどうかこそ問われるべきです。中教審義務教育特別部会で東京大学の刈谷教授は、「抽出調査の方が平素の学力を捕らえる上で正確というのが、アメリカなどの専門家の結論である」と述べておられます。そこで伺います。毎年毎年全員を対象に行うのではなく、課題を明らかにするためなら、抽出にすべきだと考えますが、いかがですか。

また、実施したテストの結果について、文部科学省は「配慮事項」で市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないとし、都道府県単位および政令市の平均点については、秋に公表するとしています。

しかし、学校選択制をとっている品川区は「保護者が学校を選ぶときの資料になれば」と公開を決めています。また、枚方市が独自に行っていた学力診断テストの学校別結果の公表を学習塾経営者が求め、それが公開されたことで波紋を投げかけています。

本来、子どもの学力や成長とは、多様で深いもので、一回きりの学力テストの点数で単純にはかれるものではありません。それだけに、子どもを直接指導されているそれぞれの教員や学校がいちばん具体的かつ継続的に把握しておられます。だから現場でこそ的確に対応できるのです。そこで伺います。今回の学力テストの結果を受け府教育委員会として、それぞれの学校がもつ自校の課題の解決のためと称し、学校間競争を事実上学校現場に求めるようなことをすべきではありませんが、いかがですか、お答えください。

【教育長】 全国学力学習状況調査について、去る4月24日に府内の全市町村の参加のもと、混乱もなく実施されたところであり、ご指摘のような過度な競争となっているというような報告は受けておりませんが、子どもたちに確かな学力を身につけさせることは教育の最重要課題であり、そのために各学校が様々な教育活動によって学力向上につとめることは大切であると考えています。また、この調査は、義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかなどを把握するためのものであり、個々の学校においても、一人ひとりの学習状況などをきめ細かく把握し、授業改善や学力向上の取り組みにつなげることが重要であると考えており、全児童生徒を対象に実施されることには意義があると考えています。

いずれにしても、府教育委員会としては、先程、渡辺議員の質問にお答えしたとおり、今後とも、学力

を向上させる取り組みを一層推進させていきたいと考えています。

【光永】 全国一斉学力テストについてですが、先程、過度な競争となっている事態はないと言われましたが、私の質問の中でも述べたとうり、これは一例ではないのです。過度な競争に現実となっている事態が数々起こっているわけです。ここに目をつぶるという事は、教育委員会の良識を発揮していないということになりますから、やはり、現場の実態をしっかりつかんで頂いて、私は既に述べた訳ですから、そういう事態をつかんで、こういう事があってはならないという立場で対応して頂きたい。

同時に、この全国学力テストは、こういうかたちで一斉に学力テストをやるということ自身が問題なわけですから、こういう形態そのものは止めていくということが必要だということを改めて求めて私の質問を終わります。